

業務指示書

エジプト国電力セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月5日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力開発計画にかかる各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います
(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電力開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力開発にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電源開発】

- 1) 類似業務の経験：電源開発にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統計画】

- 1) 類似業務の経験：系統計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2015年8月14日 12時
- (2) 場所：本機構本部 1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 （各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

C/Pの出張旅費（必要とする場合）

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(EGP1 = 16.050 円, US\$1 = 122.74 円, EUR1 = 136.19 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電力開発計画
電源開発
系統計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.95 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年8月28日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

エジプト国電力セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／電力開発計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 電源開発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 統計計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

エジプトでは、経済成長に併せて電力需要の伸びが年率約 6%で推移しているが、発電量が需要に追いついておらず、各地で停電が頻発し、電力不足が深刻な社会問題の1つとなっている。現在の同国の電源構成は、同国産出の天然ガス及び石油焚きによる火力発電が約 89%、水力が約 9%、再生可能エネルギーが約 2%となっている。しかしながら、同国の天然ガスの生産量は毎年 3%減少しており、一次エネルギーの安定供給及び電源の多様化が必須となっている。また、送配電ロス率も 11%を記録し、その半数以上がノンテクニカルロスであるなど、対策が必要となっている。

このような状況を受け、エジプト政府は、2015 年 3 月に同国で開催されたエジプト経済開発会議で、2022 年までに 45GW の発電所を新設する意向を表明した。しかしながら、新設予定の発電設備に係る情報は極めて限定的であり、その資金確保の状況も不透明であることから、既存の発電設備の改修や国際連系線の整備を通じた近隣国との電力融通等、最適電源計画のレビューも含め、今後の協力のためにはエネルギー分野全体を包括する情報の収集と確認が必要となっている。

JICA ではこれまで、エジプトの電力セクター向けに、発電、送電、配電分野を包括的に支援しており、有償資金協力を 15 件、合計 1,520 億円を実施してきた。2015 年 4 月には、エジプト政府の要望を踏まえ、エジプト政府高官を日本に招聘し、先方からはハイレベルでの情報交換を含む電力分野全体で日本とエジプトの協力関係を強化したい旨が共有された。

本調査では、エジプトの電力セクターの現状に係る情報を収集、分析の上課題を整理した上で、同課題の解決策を検討する。

2. 調査の概要

調査の概要は以下のとおり。

(1) 調査名

「電力セクター情報収集・確認調査」

(2) 調査の目的

エジプトにおける電力セクターに係る情報を包括的に収集、分析することで、同国政府が超短期（向こう 1、2 年）、短期（～2020 年）、中長期（～2035 年）で取り組むべき課題について明確にする。その上で、他ドナーの動向等の情報も収集し、これらの課題解決策及び日本の ODA が果たしうる具体策について整理する。

(3) 対象地域

エジプト全域（主な調査活動地域はカイロ市）

(4) 関係官庁・機関

電力・再生可能エネルギー省

3. 業務の範囲

本業務はエジプトの電力セクターについて、「2.（2）調査の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

（1）実施方針及び工程

「5. 業務の内容」のうち、緊急に取り組むべき課題（超短期（向こう1、2年））の分析とその解決の為の具体的な案件提案については、調査開始後最初の2か月で実施するよう要員計画及び調査工程を工夫すること。上記の緊急に取り組むべき課題（超短期）と具体的な案件については第一次現地調査中（10月中下旬頃を目指）にプログレスレポートの形で概要を纏め、帰国報告会等の場を通じて機構に提示すること。また、エジプトが短期（～2020年）及び中長期（～2035年）で取り組むべき課題の整理等上記に該当しない事項は調査後半で実施すること。現地調査の工程作成にあたっては、イード休暇等エジプトの祝祭日を考慮した工程を組むこと。

（2）相手国関係機関との調整

本調査はJICAの支援方針を検討するための情報収集を行うものであり、先方政府からの正式要請に基づく調査ではない。先方関係機関との初回の会合についてはJICAエジプト事務所がアレンジし、同行する予定であるが、その後は、JICA本部及びJICAエジプト事務所と適宜相談のうえ、コンサルタントが各種調整を行う。

（3）他ドナーとの調整

エジプトの電力分野では、欧州を中心に多くのドナーが協力を実施中、もしくは予定している。本調査の実施に際し、世銀やKfW、AFD、AfDB等の他ドナーの関係者と情報交換を行うこと。また、実施済みの調査結果等を積極的に本調査にも反映させること。

（4）JICA案件との連携

エジプトで2015年7月までの予定で実施中の「太陽光発電事業補足調査」の調査結果等も参照すること。

5. 業務の内容

調査の内容は以下のとおりである。ただし、以下に示した内容以外に効果的・効率的な調査方法や調査項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

（1）エジプト電力セクターに係る情報の収集と分析

既存情報を基にエジプト電力セクターに係る下記の情報を収集し、それぞれの主要な課題を分析すること。

1) 電力分野の基礎情報

- ① エネルギー・電力分野におけるエジプト政府及び他ドナー支援の主要政策及び計画（特にEU策定の電力マスタープラン等）
- ② 電力分野の概況（電力事業体制、電力公社概要、法・規制、独立系発電事業者（IPP）制

- 度概要及び電力分野の民営化・自由化方針、日負荷曲線、電力需要予測、補助金政策を含む電気料金の現状と今後の方針、停電時間等)
③他ドナーの協力状況、本邦以外の企業の関心案件等

2) 発電分野に係る情報

- ① 電力公社に係る組織・運営情報（財務状況、運営・維持管理体制、卸売電気料金等）
- ② 一次エネルギーに係る情報（エジプト国内の一次エネルギーの産出予測を含む。）また、調達計画（特に石炭・ガスの調達について具体的な調達先、ルート等）について情報収集すること。あわせて、エジプト政府のニーズ（例えば、石炭の安定確保・技術開発等の推進のための組織設立など）も十分に聴取すること。
- ③ 既存の発電設備に係る情報（運転開始年、設備容量、稼働率、導入メーカー、運営・維持管理等）。なお、カイロ近郊の火力発電所については、現地踏査を実施して運転状況等をよく確認すること。
- ④ 建設中及び計画中の発電設備（運転開始予定、設備容量、ファイナンスの確保状況等）
- ⑤ IPP 契約に係る情報
- ⑥ 再生可能エネルギー及び新エネルギーの導入計画

3) 送変電分野に係る情報

- ① 送変電分野の基礎情報（送電口ス、系統安定化技術及び通信機器の導入状況等）
- ② 送電公社に係る組織・運営情報（財務状況、運営・維持管理体制、卸売料金等）
- ③ 既存の送変電設備に係る情報（運用開始年、導入メーカー、運営・維持管理状況）
- ④ 建設中及び計画中の送変電設備に係る情報（運用開始予定、ファイナンスの確保状況等）
- ⑤ 國際連系線の整備状況及び整備計画に係る状況（現在の電力融通の状況、ファイナンスの確保状況や契約内容等を含む）

4) 配電分野に係る情報

- ① 配電分野の基礎情報（配電口ス、スマートメーターの導入状況等）
- ② 配電公社に係る情報（財務状況、運営・維持管理体制等）
- ③ 既存の配電設備に係る情報（配電用変電所を含む。運用開始年、導入メーカー、維持管理状況）
- ④ 建設中及び計画中の配電設備に係る情報（運用開始予定、ファイナンスの確保状況等）
- ⑤ 最終消費者からの電気料金徴収に係る情報（徴収方法等）

5) 環境分野に係る情報

- ① 環境政策及び環境規制に係る情報
- ② プロジェクトの実施に際し必要となる環境基準（戦略的環境アセスメント等）に係る情報
- ③ 石炭火力発電所を導入した際の石炭灰の処理等具体的な環境対策に係る状況

6) エネルギー効率利用に係る情報

- ① エネルギー消費に係る情報（一人当たりエネルギー消費量、各部門における消費割合など、エネルギー多消費産業・大口需要家を3カ所程度選定の上、エネルギー診断を実施

すること。また、併せてエジプト側の将来計画の有無（例えば、エネルギー効率利用を促進する組織設立等）も十分に聴取すること。

② エネルギー効率向上に関する制度や法令等の整備状況

7) 本邦技術に係る情報

エジプトで活用が期待される本邦技術に係る情報収集を行うこと。日本国内及びエジプトを問わず本邦企業と面談を行う場合は、予め JICA に共有し、JICA 職員も適宜同席する。

なお、本邦企業が関心を有する具体的な個別案件についても情報収集を行い、整理すること。

8) 電力訓練施設に係る情報

① 電力公社が所有する電力訓練施設に係る情報（規模、設備の整備状況）

② 訓練施設の運営体制

③ 第三国研修等電力訓練施設で実施されている研修に係る情報（研修のカリキュラム等）

（2）開発課題の整理及び解決策の検討

1) (1) の分析を基に、エジプトの電力分野の課題を超短期（向う 1、2 年）、短期（～2020 年）及び中長期（～2035 年）に整理の上、解決策の検討を行う。なお、超短期の課題については、具体的かつ現実的な課題の解決策を記載すること。中長期の課題については、想定される解決策とともに未解決の問題点等に対し、今後本邦企業による技術開発、ビジネス展開の可能性についても考慮に入れ、取り纏めること。なお、それぞれの課題に対し、①抽出された課題解決の為に民・官が果たすべき役割（日本の ODA、民間企業、他ドナー）、②本邦の知見及び技術活用の可能性が分かるように記載すること。

2) EU が策定支援する電力マスタートップランのレビューと提言

EU が策定を支援する電力マスタートップランについて、上記（1）で収集した情報、及び（2）の 1) の課題の整理及び解決策の検討結果と比較する形でレビューを実施し、エジプト側に対する提言を取り纏めること。

なお（3）課題解決に向けた具体的な案件の提言

下記 1) ～5) の分野で、具体的な案件提案及び提言を行う。それぞれ超短期（向う 1、2 年）、短期（～2020 年）、中長期（～2035 年）で想定される案件及び提言を取り纏めること。また、案件提案については、本邦技術の活用を念頭に置いたうえで、①建設期間、②想定される予算規模及び③留意事項を含むこと。

1) ガス火力発電：ガス火力発電所の高効率利用に係るものなど。

2) 送変電設備整備（国際連系線を含む）。

3) エネルギー効率利用：エネルギー多消費産業のエネルギー効率利用等。（なお、先方政府が、エネルギー効率利用を推進する機関設立の可能性を検討している場合には、日本の経験を基にしたロードマップや留意点等、具体的な提案を行うこと）。

4) 石炭火力発電：石炭火力発電の高効率利用、環境対策に係るものなど（なお、先方政府が、石炭の安定確保・技術開発等の推進のための機関設立の可能性を検討している場合には、日本の経験を基にしたロードマップや留意点等具体的な提案を行うこと）。

5) その他（1）と（2）の結果に基づき、課題が明らかとなった分野に係る案件発掘

を実施すること)。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

1) インセプションレポート

記載事項： 調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画

提出時期： 契約開始後 1-2 週間以内を目途

提出部数： 和文 5 部、英文 5 部、CD-R（英文、和文共に） 1 部

2) プログレスレポート

記載事項： 電力分野の概要、超短期でエジプト側が取り組むべき課題及び具体的な解決策

提出時期： 2015 年 10 月下旬

提出部数： 和文 5 部、英文 5 部、CD-R（英文、和文共に） 1 部

3) インテリムレポート

記載事項： 電力分野の概要、エジプト側が取り組むべき課題及び具体的な解決策（超短期、短期、中長期含む）の案

提出時期： 2016 年 2 月上旬

提出部数： 和文 5 部、英文 5 部、CD-R（英文、和文共に） 1 部

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項： 全調査結果の案

提出時期： 2016 年 4 月上旬

提出部数： 和文 5 部、英文 5 部、CD-R（英文、和文共に） 1 部

5) ファイナルレポート

記載事項： 全調査結果

提出時期： 2016 年 7 月上旬

提出部数： 和文 5 部、英文 10 部、CD-R（英文、和文共に） 3 部

(2) コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告する。

(3) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリストは、レポートの中に含めるか、含められないものについては別途資料集という形で提出する。

(4) 報告書の印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本（ホッチキス止め可）により作成することとし、簡易製本の様式および紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」に準拠すること。

(5) その他、資料作成にあたっての留意事項

1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

- 2) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美とならないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用するレベルにより作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 4) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2015年9月上旬に開始し、現地調査を経て、2015年10月下旬を目途にプログレスレポートを提出する。その後業務を継続し、2016年2月上旬のインテリムレポート、4月上旬のドラフト・ファイナルレポート提出を経て、7月上旬にファイナルレポートを作成し、これをJICA本部及びエジプト関係者に提出する。なお、具体的な調査行程はプロポーザルで提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約24M/Mを目途とするが、効率的かつ効果的な実施方法を提案すること。

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／電力開発計画（2号）
- 2) 電源開発（3号）
- 3) 石炭火力発電
- 4) 系統計画（4号）
- 5) 配電計画
- 6) 電力需要予測
- 7) エネルギー効率利用/省エネルギー（エネルギー管理士の資格を有すること）
- 8) 経済財務分析
- 9) 環境社会配慮

3. 現地再委託

エジプトでは、電力セクターで豊富に経験・知見を有するコンサルタント等が存在する。本調査では、同コンサルタント等に再委託して基礎情報の収集や課題の整理を行うことにより、調査の効果・効率を高めることができると考えられることから、必要に応じてプロポーザルで提案することとする。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現地再委託については、本見積もりに含めること。

4. 調査団の執務スペースの借上げ

エジプト側からの提供は想定されないところ、借上費用を本見積もりに含めること。

5. セミナーの開催

現地調査実施中に JICA 及び電力・再生エネルギー省主催のエジプト政府関係者向けセミナーを 2 回程度開催する予定であるところ、開催方法を提案の上、費用を本見積もりに含めること。セミナーはエジプト政府関係者向けとし、カイロ市内のホテルでの開催（時間は半日程度、参加人数は 80 名以上）を想定するが、日本企業の参加呼びかけも検討する（ただし、渡航費用に関しては各参加企業による負担）。エジプト政府関係者への案内は電力・再生エネルギー省が実施、会場の予約や日本企業への案内等の事務はコンサルタントが担当。

内容は以下を想定（なお、調査の進捗過程でセミナーのテーマに変更が生じる可能性がある点、セミナーを開催する必要がなくなる可能性がある点に留意）。

- ・エジプトにおける火力発電・送電分野の課題、我が国の先進的なガス火力及び石炭火力発電技術・送電技術の紹介とエジプトへの適用可能性
- ・エジプトにおける省エネ分野の課題及び我が国の先進事例の紹介（法整備、啓蒙活動、各種政策等）

6. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 機材の調達

本調査においては、エネルギー診断機器を携行機材として持ち込むことを想定している。コンサルタントは、業務の実施に必要な同機材を「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。また、その他の機材を含め、コンサルタントが活動に必要と考える機材については、①機材名、②数量、③基本的使用（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要とされる理由等について、プロポーザルにて本見積もりに提案すること。

8. 配布資料

以下の資料を配布する。

エジプト政府の政策に係る資料

- ① Egypt Energy White Paper (2015)
- ② Addressing Egypt's Electricity Vision (2015)
- ③ Electricity Sector in Egypt (2015)
- ④ Egyptian Electricity & Renewable Energy Sector (2015)
- ⑤ Egyptian Environmental Policy, EIA and Policy of Coal Usage (2015)
(③～⑤は http://www.jica.go.jp/information/seminar/2015/20150424_01.html よりダウンロード可)
- ⑥ EEHC 年次報告書 2013/2014

近年、JICA が実施したエジプト電力セクターにおける調査報告書

- ⑦ SAPROF (Special Assistance For Project Formation) on Energy Efficiency In Electricity Distribution Sector In The Arab Republic Of Egypt (2010)
- ⑧ Fact-Finding Study Project on Energy Conservation in Industrial Sector In The Arab Republic Of Egypt (2010)
- ⑨ Preparatory Survey on the Photovoltaic Power Plant Project in The Arab Republic Of Egypt (2012)

9. カウンターパート (C/P) の出張旅費

C/P の出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後の C/P 機関の自立発展的な活動の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により JICA エジプト事務所の規定に基づき、当該経費を C/P に支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。経費については分けて見積もることとする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること。
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）。
- 3) 当機構が事前に承認していること。
- 4) C/P 機関からの申請書を取り付けていること。

10. 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

11. 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

